２障福第2061号

令和２年８月25日

　各障害福祉サービス等事業所設置者　様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言の解除に基づく

障害福祉サービス等事業所の対応について（依頼）

　昨日をもって、新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言が解除されました。

　しかしながら、新型コロナウイルス感染症の第二波により、県内の社会福祉施設でもクラスターと認定された事案が発生しており、障害福祉サービス等事業所においても、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方々への感染拡大を防止することが重要であります。

つきましては、緊急事態宣言は解除されたところではありますが、各事業所等におかれましても、再度、感染防止対策を徹底し、障害福祉サービス等の提供に努めていただきますようお願いします。

　また、障害福祉サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和２年４月７日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」に基づき、今後とも適切な対応をお願いします。

　なお、本日付けで、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（県ＨＰ掲載）が各高齢者施設等管理者あてに送付されていますので、参考にしてください。

担当　事業所指定・指導グループ

電話　０５２－９５４－６３１７

ＦＡＸ　０５２－９５４－６９２０

電子メール　[shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)